
今こそ、情報公開法を使って関連文書の全面公開を実現させよう！
日韓会談文書・全面公開を求める会 ニュース
第9号 (2007年12月6日)

11・28 第5回口頭弁論で
一審終結
判決は

12月26日(水)

1時30分から 東京地裁 712号法廷

目次	
第5回(最終)口頭弁論	.. 1
第3次開示文書へのコメント	
吉澤文寿 太田修 李洋秀	..3~9
総会と講演のお知らせ	..10
総会資料	..11~15
事務局だより	..16

11月28日(水)11時から開かれた第5回口頭弁論は、国、原告側の提出した準備書面等の確認の後、裁判長が一審の終結と判決は12月26日(水)と告げ閉廷しました。

その後の報告集会では、弁護団から一審全体の経過と争点などの報告があり、共同代表・太田修氏による第3次開示文書の内容説明がありました。『3~9ページ掲載』

11月16日 第3次開示文書 5000枚
外務省 駆け込みで開示

この結審を前にして、11月16日、外務省は日韓会談文書の大量開示を突然行いました。今回開示された文書は、当会ホームページ <http://www.7b.bigio.be.ne.jp/~nikkan/> でごらんください。

原告側

52ページに及ぶ最終準備書面を提出
原告・崔鳳泰氏の陳述書、講演録などの証拠説明書も

甲号証番号	標 題 (原本・写しの別)	作 成 者 作成年月日	立 証 趣 旨
20	意見陳述書	写し 原告崔鳳泰 2007年 (平成19年)3月6日	韓国政府を相手に、日韓会談文書の開示請求訴訟を提起するなどして、日韓会談文書の全面公開を実現させた経験から、日本においても、日韓会談文書の公開を実現させることが、戦後処理問題の全面的な解決に資する重大な意義を有すること

21	講演録	写し	原告崔鳳泰 2006年 (平成18年)12月 16日	同上
22	意見陳述書	写し	原告李金珠 2007年 (平成19年)3月6 日	大韓民国の国民が、日本政府に対して戦後補償を求めた訴訟で、日韓協定の締結により、日本政府には、被害を受けた韓国の国民に対する賠償責任がないとする裁判例が多数存在していることを背景に、現実に戦争被害を受けた高齢の被害者らが、日韓協定締結に至る過程の日韓会談において、戦後補償問題についてどのような協議や交渉が行われているのかを知ることにつき、重大な関心を寄せていること
23	意見陳述書	写し	原告吉澤文寿 2007年 (平成19年)3月6 日	日韓会談を研究する学者の立場から、日韓会談文書の実証的点検を通じて、日韓会談における問題点等を明確にすることが、今後の日韓両国の友好に結びつき、また、日本と朝鮮人民共和国との関係について考察するのに重要な意義を有すると考えていること
24	報告書	原本	弁護士二関辰郎 2007年 (平成19年)11月 15日	外務省が、当初、不開示決定をし、本件訴訟提起後に、その処分を撤回した、日韓会談第4次会談の記録文書には、当初の不開示処分時に、すでに韓国の情報公開法に基づいて現実に入手できる文書と同一内容の文書が多数含まれていたこと
25	行政改革委員会行政情報公開部会第47回議事録	写し	行政改革委員会行政情報公開部会 1996 (平成8)年7月19 日	情報公開法の制定過程において、行政改革委員会行政情報公開部会の塩野宏部会長代理が、開示請求に対して期限内に応答しない場合に不開示処分とみなす規定が置かれていない趣旨について、「60日間で必ず答える」「日本の行政官は、そこはきちんと60日以内でちゃんとやるというふうに、あのときはそういうふうにまとめたはず」などと説明していること
26	平成18年度における情報公開法の施行の状況について(概要)	写し	総務省 2007年 (平成19年)9月7 日	平成18年度の1年間において、外務省は、30日以内に開示決定等をしなかった件数が35件、延長した期限までに開示決定等をしなかった件数も15件と突出して多く(2頁)、法11条を適用して通知した期限までに開示決定等をしなかった件数も、全行政庁で186件あるうち、外務省が182件を占めているなど、情報公開法の明文の規定や法の趣旨に反する運用を行う姿勢が顕著であること

27	『これでいいのか情報公開法—霞ヶ関に風穴は開いたか—』(抜粋)	写し	中島昭夫 ●発行日●	ジャーナリストが、実際に情報公開法を活用して多数の情報公開請求を行った経験から、行政庁の中で、外務省が突出して、情報公開法で定められた開示期限等を遵守しない事例が多いことを指摘していること
----	---------------------------------	----	---------------	--

報告集会のための

第3次開示文書へのコメント

共同代表 吉澤文寿

I. 分量について

今回開示された文書は17冊140個である。第1次開示で1個、第2次開示で25個の文書が開示されているのに比べ、今回の文書数は桁違いが多い。だが、平成19年7月10日付で被告側が東京地裁に提出した「準備書面(2)」によると、審査対象の文書は183冊3万6千~7万3千枚以上とされている。この点を踏まえると、開示請求から1年半以上経った現在までに開示された文書数は、全体の過半数よりはるかに及ばないといえる。

II. 概要について

今回開示された主な文書は以下のとおりに分けられる。

1) 第5次会談船舶小委員会会議録、2) (本会議前の) 予備会談本会議・船舶委員会会議録、3) 第4次会談関連資料、4) 第7次会談請求権および経済協力委員会・分科会会議録、5) 第5次会談一般請求権小委員会会議録、6) 第7次会談「在日韓国人」法的地位委員会会議録、7) 第1次会談漁業委員会会議録の一部、8) 第2次会談「在日韓国人」国籍処遇関係部会会議録、9) 第3次会談本会談・請求権・船舶・漁業・「在日韓国人」国籍処遇関係部会会議録、10) 外務省内あるいは他省庁内で日韓会談を整理した文書会議録については韓国で公開された文書との対照が必要であるが、韓国の文書で明らかにされた部分が多いと思われる。ただし、これらの内容にかんする日本側の外交文書が公開されたのは初めてであるという点については画期的であるといえる。

また、上記10)については、外務省アジア局北東アジア課内に日韓国交正常化交渉史編纂委員会が組織されていたことを、私ははじめて知った。また、文書の記述を読むと鹿島平和研究所編『日本外交史』(第28巻、森田芳夫氏執筆部分)や内閣官房内閣調査室『日韓条約締結をめぐる内外の動向』などの書籍の原稿に近いものもある。

III. 注目される点

- 1) 文書番号68「日韓会談議題の問題点」(1956年作成か)…請求権関係に不開示部分が集中している。とくに15、22~25枚目。詳細は不明だが、1955年ごろに外務省が大蔵省に対して、韓国側が「郵便貯金、振替貯金、簡易生命保険および年金」などを請求した際に「韓国に残置せる財産と相殺すべきものなる趣旨をもって対処する」という試案を提示していたことが分かる。
- 2) 文書番号69「日韓会談における双方の主張及び問題点」(1958年1月20日)…請求権関係で不開示部分あり。とくに「わが方の対韓請求権についての大蔵省試算」が全面不開示。
- 3) 文書番号72「日韓会談の問題点」(1958年10月16日付)…韓国の請求権に対する日本側の対策と思われる部分、約1枚半が不開示。
- 4) 文書番号76「日韓会談の経緯及び問題点」(1960年4月5日付)…25枚目の不開示部分は日本政府による対韓請求権放棄に関するものと思われる。
- 5) 文書番号77「日韓会談の経緯」…60枚目の不開示部分は日本政府による対韓請求権放棄に関するものと思われる。
- 6) 文書番号94「第5次日韓全面会談予備会談の一般請求権小委員会会合(第12回)」…「対日請求8項目」の第5項である「韓国法人または韓国自然人の日本国または日本国民に対す

る日本国債、公債、日本銀行券、被徴用韓人の未収金、補償金及びその他の請求権の弁済」について、約2枚半の不開示部分がある（5枚目）。

- 7) 文書番号95「第5次日韓全面会談予備会談の一般請求権小委員会会合（第13回）」…山本直好氏が指摘した点であるが、24枚目に日本側が「日本内地に家族のある被徴用韓人、軍人軍属であったものに対しては援護を行なっているが、朝鮮の場合はそれが届き得ない」などと発言しているが、これはウソである。この発言の直後に韓国側が「日本の援護法によると韓国人は除外されているので、1945年以後死亡者、傷病者に対しては援護されていない」と指摘している。
- 8) 文書番号96「第5次日韓全面会談予備会談の一般請求権小委員会会合（非公式・その他）」…2枚目と10枚目に不開示部分あり。内容は不明。
- 9) 文書番号102「第7次日韓全面会談在日韓国人の法的地位に関する委員会会合（第24～25回）」…10枚目に不開示部分があるが、これは文脈から韓国人学校卒業生の進学資格の問題について認めない旨の文言であることが分かる。
- 10) 文書番号125「日韓国交正常化交渉の記録総説5（第4次日韓会談）」…180枚目から「日韓会談が不調に終わった場合にとるべき措置（試案）に不開示部分あり。この「試案」は「終局的には日韓友好関係の樹立に貢献するといういわば「雨降って地固まる」という計算と期待のもとに行なわれるべきである。したがって、各種の想定される強硬措置をとるに当たっても、ひとつの措置が連鎖的不可避的に他のより強硬な措置を誘発することなきよう、また、両国の国民感情を不必要に刺激することなきよう留意し、少なくとも当初の方針としては控えめかつ斬新的な措置をえらぶべきである」とある。しかし、「韓国人及び在日韓人に対する措置」では「在日韓人の在留資格変更及び再入国許可の原則的停止、ならびに在留期間の更新の大幅制限」という在日朝鮮人の生活権にかかわる重大な措置も検討されていた。

また、1960年1月29日の伊関・柳会談で柳泰夏公使が「請求権の問題は政治的な話し合いにより解決をつけるほか方法はない」（198枚目）などと述べていたことを受けてか、同年4月12日に外務省アジア局が作成した「日韓全面会談に関する基本方針」では財産請求権問題を国交正常化後に持ち越した上で、「韓国の経済及び社会福祉に寄与するという趣旨で、国交正常化後に、韓国に対して経済援助を与える」という提案がなされていた。

- 11) 文書番号126「日韓国交正常化交渉の記録総説6（在日朝鮮人の北朝鮮帰還問題と帰還協定の締結）」…朝鮮戦争終結後に朝鮮民主主義人民共和国への「帰国」を希望して、日本政府に陳情する在日朝鮮人が増えたことを受けて、日本政府は在日朝鮮人の「帰国」について前向きに検討し始める。それがはっきりと具体化したのが、1955年12月15日にアジア局第5課がまとめた「北鮮への帰還希望者の送還問題処理方針」であった（46枚目～）。この方針は日本赤十字社が朝鮮赤十字会を相手に交渉し、その実施には朝鮮総連の協力を求めるというものだった。それとは別途に作成された「送還手続要綱（案）」（49枚目～）では「送還の対象者は生活困窮者のみとする」とあった。共産圏に置き去りにされた日本人の帰国という問題もさることながら、日本政府が在日朝鮮人の「帰国」を支援する重要な意図は生活保護を受けている在日朝鮮人を国外に追放することにあつたといえる。

これらの事実はテッサ・モーリス・スズキ『北朝鮮へのエクソダス』（朝日新聞社）などでどのように取り上げられているか確認する必要がある。だが、日韓会談関連の資料からこのような事実が確認できたことはかつてなかったのではないかと思える。

第3次開示文書に対する所感

共同代表・太田 修

今回、公開されたのは、1951年10月に始まった予備会談から1965年6月の条約締結直前までの日本政府内部資料である。当初、公開されたとしても、周辺資料か、韓国側が公開したような議事録程度のものだろうと考えていたが、予想が若干よい方にはずれた。

第1、2次開示文書が周辺資料だったとすれば、今回の第3次開示文書は資料本体の一部であり、ようやく日韓会談文書の本体が公開され始めたといえる。非開示文書、開示された文書のなかにも不開示部分があるものの、第1、2次開示文書に比べると、開示対象文書の大部分が公開されてい

るだけでなく、重要な資料も含まれている。ひとまず今回の文書公開は「大きな一歩」を踏み出したものだといえる。

請求権関連文書を中心にざっとみただけ、重要な資料も含まれているようだ。例えば、(1) 173番の資料(1953年10月9日、久保田参与「日韓交渉報告(再四) 請求権部会再開第一回会議状況」二八、十、九)では、第3次会談における久保田の発言(10月9日の議事録)で、日本側が朝鮮植民地支配をどのように認識していたかがよくわかる。(2) 67番の資料(1956年2月、重五課「朝鮮問題(対朝鮮政策)」、昭和三十一年二月二十一日)では、「韓国の復興および民生のために必要な物資を米国の了解と援助の下に商品借款の供与を約束する」というような経済協力の計画が1956年の時点であったことがわかる。(3) 68番の資料(1956年6月、「日韓会談議題の問題点」昭和三十一年六月)には、第二次会談の際、韓国側は総額237億円の金額を提示していたこと、韓国人戦傷者戦没者(未確定数74800名)や徴用労務者(105151名、うち死亡者12603名、負傷者約7000名)について数字を示して説明していたこと、名簿も作成していたこと、また、日本側の請求権放棄の時期は、国内補償問題を誘発するおそれがあるため、在外財産問題についてある程度の解決方針が決定した時期にすべきだとしていたこと、請求権問題についての外務省側の戦術、久保田発言についての外務省側の解釈などが記されている。日韓会談文書全面公開に向けて、今後も多くの文書が公開されていくことを期待したい。

<不開示文書と部分開示について>

今回、開示対象となった資料のうち、不開示文書1、部分開示文書26で、不開示とされた資料、または部分があり、不開示とされた理由として次の5つ挙げられている。(1)「公にする慣行のない個人の情報であって、特定の個人が識別できる情報であるため」(法5条1号、例：文書41)、(2)「法人に関する情報であって、公にすることにより当該法人の正当な利益を害するおそれがあるため」(法5条第2号、例：文書41、69)、(3)「公にすることにより、他国等との関係で交渉上不利益を被るおそれがあるため」(法5条第3号、例：文書67、68、69、137)、(4)「政府内部の検討内容であり、公にすることにより、他国等との信頼関係を損なうおそれがあり、また、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため」(法5条3、6号、例：文書102)、(5)「公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧等の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるほか、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため」(法4、6号、例：文書126)しかし、これらはすべて外務省の中での判断に基づいているため、本当にそれらの理由に該当するものか疑問が残る。

外務省だけの恣意的な判断により非公開とされないように、今後、立法措置(例えば「歴史公文書公開に関する法律」(仮称)のようなもの)が必要ではないか。歴史公文書はできるかぎり公開することに努め、開示か不開示かの審議過程も市民に開かれたものにし、専門家や市民も開示、不開示の審議に参加できることなどを内容とする法律を早急につくる必要があるだろう。

韓国政府が公開した文書と 同じ日付の会議録との比較

会員 李 洋秀

1965年4月23日開催の第7次韓日全面会談法的地位委員会 第26次会合の会議録

発言者	2005. 8. 26 韓国政府公開の内容	日本外務省が公開した内容
日本側 石川二郎 文部省 大臣官房 参事官の 発言	過般、本委員会で日本側代表が述べたと信じますが、韓国側で教育問題に対して要望している三個の項目の内、一番目の日本国民と差別ない義務教育の実施と、二番目義務教育を受ける者の上級学校進学に対して均等な機会を付与することに対しては応じられる。しかし三番目の項目である、永住権者が設立した私立学校終了者に対して、外国の同等な学校を卒業した者と同等な資格を認定する問題は認められない。	3月4日の韓国案のうち、(1)日本の小中学校への入学、及び(2)その卒業生の進学資格は認められるが、(3)韓国人学校卒業生の進学資格は認めることができないと述べた。

日本側 石川委員	この問題は中国、台湾問題もあり総合的に検討しなければならぬので難しい。われわれとしては日本の学校に就学して、入学資格の認定を受けるのが良いと考える。	えるのか。 これには種々の問題があり、その後外国系の学校は認可しないことにした。現在、日本における外国人教育全般を検討中であり、新たに認可するつもりはない。
韓国側 李代表	韓国側が提案した第3項目に対して、日本側がこれを拒否した理由は、第一に学校教育法施行規則第69条は外国人に対しては適用しないということと、第二に韓国学園のような各種学校卒業者に対して進学資格を認定すると、日本の教育体系を乱すということなのか？	
日本側 石川委員	そうだ。日本の学校教育法第1条によって韓国人が学校を設立するといっても、他の外国関係があって認可できないのだ。	
韓国側 李代表	その他、違う理由はないのか？	
日本側 石川委員	率直に言って、朝総連系の学校が、表面上では民族教育云々と言いつつ、実は反日、反米的な教育を実施しているが、在日韓人の成分を確実に区別し難いし、その学校が朝総連系の学校にならないという保障もないので、永住権者が設立する学校に対して設立認可をできないのだ。	各種学校の問題については、北鮮系との関連で種々問題のあることを指摘
韓国側 李代表	それならひとつお聞きするが各種学校の内、日本政府を破壊する目的で活動する学校をなぜ認定しているのか？	日本政府は北鮮系の偏向教育を放置しているとして不満の意を表し、韓国側が教育の問題について種々要求しているのは北鮮系との対抗上やむをえず行っているものであり、日本政府がもし北鮮系の学校をすべて閉鎖すれば、韓国側としては各種学校の問題をひっこめてもよい。
	朝総連系の学校が、朝から晩まで個人崇拜という形式で、共産主義者の養成とプロレタリアの独裁を称える教育をすることで、反日的、反米的な教育をしているのに、これを放置するのは結局日本国憲法を破壊する活動を認めることになる。しかし、外国人が日本国の憲法を破壊する活動をするのをそのまま黙認することは、日本国の憲法を守護する義務がある日本政府としては、その責務を尽くしているとは見ることができない。	
	それゆえに日本政府は韓国の赤化と日本国の赤化、進んでは世界の赤化を目的に共産教育をしている朝総連系の学校を閉鎖しなければならないのではないか。そのような当然しなくてはならないことはせずに、韓国人が設立した正当な学校をそういうものと同一視する式で、その上級学校進学資格すら認めないというのは理解できない。	
日本側 石川委員	これは日本政府が責任持って解決する内政問題だ。	
韓国側 李代表	内政問題に干渉するのではない。ただ20年間余りこのような現象が続いて座視できないのだ。朝総連系の学校が上手く整理できれば、韓国学園を認可する問題は少し簡単になるだろう。	
日本側 石川委員	われわれも学校問題で、朝総連系にとっても悩まされている。朝総連系は教育資金も多く入ってくる	

<p>韓国側 李代表</p>	<p>と聞いている。 われわれが要求した教育問題第3項目に対しては、本委員会で論議にならないようなので政治的折衝に回すようにしよう。</p>	
<p>日本側 石川委員</p>	<p>もしも日本政府が朝総連系の学校を整理するとしたら、在外国民保護という見地から外交的に抗議することはないか?</p>	
<p>韓国側 李代表</p>	<p>そんな抗議はないだろう。韓国を赤化するための、共産主義者養成学校を閉鎖するからと抗議する大使がいたら、気が狂った人だ。</p>	
<p>韓国側 権泰雄 専門委員</p>	<p>適齢児童の80%が日本系学校に、残りの20%が韓国系または朝総連系学校に就学しているが、朝総連系学校だけ上手く処理されるならわれわれ側の要求第3項問題は問題視ならない。 とにかくこの問題は本委員会では決定されないようなので当分の間そのまま保留しておこう。</p>	<p>韓国人学校の卒業生の進学資格については、本委員会においては一時棚上げし、政治的に解決をはかることにしたい。</p>
<p>韓国側 権泰雄 専門委員</p>	<p>統計によると韓国人学校が6個あるが、その内2個が認定され、3個の学校は夜間で認可され、残りひとつの東京韓国学園だが、これも認可されていないが、これは平和条約以後に設立された関係という。この東京学園の認可問題が一番大きい問題だ。 今、別個の問題だが、今後韓日両国関係が正常化され、多くの日本人が韓国に行くようになり、ソウルに学校を設立するならば認可してくれるのか?</p>	
<p>日本側 石川委員</p> <p>韓国側 李代表</p> <p>韓国側 権委員</p>	<p>勿論、認可するだろう。現在華僑の学校にたいしては、その進学資格まで認定してあげている。 韓国学園は設立して10余年も経ったのだから、その実績を勘案して、あの学校の卒業生に対する進学資格を認めて欲しいということだ。 質問するのは大阪の白頭学園のようなところを卒業した学生に対して、韓国で進学資格を認定しているのか?</p>	
<p>日本側 谷口禎一 条約課事務官</p>	<p>大体で進学資格を認定している。特に言語の障害があり、特別指導をして外国人学生のように取扱っている。</p>	
<p>韓国側 李代表</p>	<p>本委員会で論議する対象は、協定が規定した特定人に対する処遇ではないのか?</p>	
<p>日本側 谷口委員</p> <p>韓国側 李代表</p>	<p>体制上では協定永住権者とその子孫の、教育問題に関連する限界内で問題になる。しかし付随的に、これにおいて恩恵を受ける者もいるのだ。</p>	

1965年6月11日開催の第7次韓日全面会談法的地位委員会 第39次会合の会議録

発言者	2005. 8. 26 韓国政府公開の内容	日本外務省が公開した内容
韓国側 李 垆 浩 代表	戦後入国者で強制送還される者は、現在も韓国政府が引き受けているではないか？ 現在日本国政府が日本の入管令によって退去強制される外国人に対して、米国や英国など関係外国政府と協定を結んだり公文を交換して、強制送還者の引き受けを約束したことがあるのか？	<p>前回日本側より提示した退去強制の経過措置に関する説明資料に関して討議が集中され、その妥協案について努力が傾注された。</p> <p>(これだけしかない。誰が何を言ったかは一切記述がない。本当に世の中にこんな会議録が存在するのだろうか？別途に会議録が存在して、今回はこれを出しただけと思わざるを得ない。訳者、註)</p>
日本側 八木正男 入管局長	引き受け義務に関して、他の外国政府と協定を結んだことはない。	
韓国側 李代表	それなら韓国政府だけにこれを要求するのは論理が立たない。	
日本側 八木代表	韓国人と中国人に対しては、強制退去に対する引き受け余否に対して、われわれは信じられないので引き受け義務の規定が必要だ。	
韓国側 李代表	韓国人と中国人は野蛮な未開人だと言うのか？	
日本側 中村入管局 次長	戦後入国者で強制送還される者を、韓国政府が引き受けているというが、これは Over-Stay した者と密入国した者だけだ。	
韓国側 李代表	要は日本側説明資料の後段は前段内容の重複規定で、これは韓国政府を不信するところからつながるもので絶対受け入れられない。一般外国人には必要のない、こんな規定を本協定におくのは韓国人を侮辱するもので、私はこのような侮辱的な規定を受けながらまで、会談代表として留まれない。これ以上討議する必要もないので、今日の会議は止めよう。	
日本側 八木代表	それなら日本側が 6.4 に提出した説明資料文書自体を撤回する。	
韓国側 李代表	それは難しい。良くない部分を是正すれば良いのであって、全体を撤回する必要はない。	
日本側 八木代表	それなら進展もないので、本委員会は 6.20 まで止めよう。	
韓国側 李代表	6.20 まで止めようというのはどういう意味か？	
韓国側 方代表	それでは本委員会は止めて非公式折衝をしよう。	
日本側 大和田 渉条約 局参事 官	今日の会合はこれで止めて、今から非公式折衝を別室でするようにしよう。	
韓国側 方代表	良い。	

講演と総会のお知らせ

12月16日(日) 1時～5時

会場 YMCA アジア青少年センター 3階303
03-3233-0611

JR 水道橋駅下車 徒歩5分

講演 1時～4時

塚崎昌之氏：朝鮮人戦時強制動員の真相究明と資料公開（40分）

プロフィール：強制動員真相究明ネット事務局 15年戦争研究会会員
在日朝鮮人史・『本土決戦』史を中心に勉強

太田修氏：日韓会談第3次開示文書について（30分）.

吉澤文寿氏：日韓会談3次開示文書の不開示部分の検討（仮題）（15分）

李洋秀氏：日韓会談第3次開示文書の在日朝鮮人問題の検討（仮題）（15分）

崔鳳泰氏：韓国支援法と日本の文書公開（仮題）（15分）

質疑応答（30分）

総会 4時～5時

2007年度活動報告と決算報告の審議
弁護団報告
提案事項と予算案の審議
裁判を支える運動について（自由討論）

総会資料 2007年度活動報告 (2006年12月1日～2007年11月30日)

基本方針

I. 日韓会談文書・全面公開を求める会の目的

日本政府に対して、日韓会談関連文書の全面公開を求めて朝鮮半島に対する日本の植民地支配の事実と責任を認めさせ、アジア・太平洋戦争による韓国・朝鮮人被害者、および遺族への謝罪と補償を実現させる。

II. 外務省からの部分開示通知に対して異議申立をおこない、あわせて提訴をおこなう

2006年4月25日の開示請求に対する外務省からの部分開示通知に対して、2006年10月2日異議申立をおこなった。全面公開を求める当会の目的を達成するために、部分開示は情報公開法に違反するとして提訴する。

運動方針

I. 不開示決定に対しては、異議申立および訴訟によって随時行動を起こす。訴訟の原告は代表バッテリー制とする。具体的な進め方については弁護団と協議のうえ、役員会によって決定する。

原告・代表バッテリーの構成：開示を求める原告の利益を、戦後補償裁判に取り組む者、日韓関係の歴史究明に携わる者、そして高齢であるため外務省の開示の怠慢を待ってられない者、という視点で構成する。

韓国在住者 崔 鳳泰 李 容洙 李 金珠
 日本在住者 板垣竜太 太田 修 田中 宏
 西野瑠美子 山田昭次 山本直好 吉澤文寿

一審の経過

- 3月6日 第1回口頭弁論
 陳述 崔鳳泰、李金洙
 吉澤文寿
- 3月28日 前年8月27日の部分開示決定に対して、逆転の開示決定
- 4月27日 第2次開示決定文書（日韓会談周辺資料）
- 5月8日 第2回口頭弁論
 原告が被った苦痛に対して国家損害賠償を追加請求
 裁判所は被告に対し2年先の開示に求釈明
- 7月10日 第3回口頭弁論
 2年先の理由 文書量が多い、内部検討文書が含まれている。
- 9月25日 第4回口頭弁論
 裁判長：次回で終結したい
- 11月28日 第5回口頭弁論（結審）
 判決は12月16日

弁護団会議開催日

2月 4日	第1回	弁護団会議
3月 6日	2	〃
4月12日	3	〃
6月 5日	4	〃
7月10日	5	〃
8月 1日	6	〃
9月 5日	7	〃
25日	8	〃
10月 2日	9	〃
30日	10	〃
11月14日	11	〃

役員会開催日

1月18日	第1回	役員会
2月19日	2	〃
3月 6日	3	〃
4月 1日	4	〃
22日	5	〃
5月 8日	6	〃
6月 4日	7	〃
8月 6日	8	〃
9月25日	9	〃
10月6日	10	〃

<p>II. 支援者として活動に参加するサポーター会員を、あらゆる機会を通して募集する</p> <p>III. 地域ごとの拠点をづくり草の根の運動を広げる</p> <p>IV. 韓国市民団体との連携をより一層深めていく</p> <p>V. FOIA（米国情報自由法）に基づき米国国務省に対して日韓会談関連文書開示の可能性を追求する</p> <p>VI. 情報の共有と会員の意思に基づく民主的な運営を維持し、以下の活動を行う。</p> <p>1. 役員、弁護団等共有のメーリングリストにより、緊密な連絡をとりながら会を運営する。また、会員・サポーター用メーリングリストを通じて自由な情報交換を行う。</p> <p>2. 毎回の口頭弁論報告を中心とするニュースを発行して会員に郵送する。</p> <p>3. ホームページにより、最新情報を提供する。</p>	<p>サポーター会員の拡大は微増に留まった</p> <p>1月10日 中部地区ミニ集会 2月27日 関東地区ミニ集会</p> <p>6月21～23日 韓国訪問</p> <p>元朝日新聞社の中島昭夫氏、中京大学の浅野豊美教授や会員の新居弥生氏らの助力を得て、米国公文書館に保管されている米国国務省及び各国大使館・領事館関係のファイルに日韓会談関係の外交文書があることを確認した。</p> <p>メーリングリストは、事務局用、会員用、原告用の3本を運用した</p> <p>ニュース発行状況</p> <p>1月25日 4号 3月29日 5号 5月18日 6号 7月26日 7号 10月19日 8号 12月 7日 9号</p> <p>●2月4日、リニューアルした時点では100MB無料、4月22日の時点で16MB ファイル数396個、現在は631MB～750MBまで6,825円（税込み）ファイル数663個。3次開示だけでも400MB あったので、今後、開示が増えればさらに増やしていく必要がある。 1000MBで9,450円、最高は3000MBで30,450円。</p> <p>●掲載内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外務省が公開した日韓会談文書 ・韓国が公開した文書（和訳：李洋秀氏） ・公判に提出した原告・国側の準備書面等 ・発行したニュース ・講演会記録
--	--

<p>4. 必要に応じ、または要請に応じて勉強会、講演会をおこなう。</p> <p>5. 会員間の情報の共有及び広報を目的として、ブックレット、講演会冊子、リーフレット、記録ビデオ等を作成、販売する。</p> <p>6. 年1回開催する総会には、活動報告、決算報告、および次年度運動方針（案）等の重要議案を事前に提示し、出席者の過半数の議決による運営をおこなう。</p>	<p>10月28日 外交文書公開について (講師：中島昭夫氏)</p> <p>リーフレットの素案は出来上がったビデオは映像が少なく編集不可能</p>
---	--

審議事項

- (1) 第1次訴訟の判決に対する対応方針（控訴）
- (2) 07年11月不開示部分に対する対応方針（異議申立・訴訟と原告数）
- (3) サポーター会員・会費

一ヶ月1口1000円1口以上を、2000円に改正する

「理由」会員（157名）の会費は年3000円 サポーター会員（98名）の会費は年1000円である。ニュースの発行についてのみ換算すると、年間6回発行し発送した額は、一人当たり年735円となる。1000円会費では裁判費用支援などに不足するので、年2000円に改正する。

- (4) ホームページアップ契約料の予算化

「理由」ホームページは、現在700MGにアップしたので、月額6,825円となった。この費用は契約者である小竹事務局長個人が支払っているが、事務所費・ホームページアップ費として予算化する。

2008年度予算は、5月の文書開示を見込んで96,000円とする。

12月～5月=7,000×6=42,000

6月～11月=9,000×6=54,000

会計年度2007年12月1日～2008年11月30日

()内は2007年度実績

1. 当年度収入金

(1)前年度繰越金		310,982
(2)会費		
1) 会員	(339,000)	470,000
2) サポーター	(119,000)	200,000
3) カンパ	(621,810)	400,000
4) 当事者	(0)	0
(3)雑収入	(14,747)	15,000
当年度収入合計		1,395,982

2. 当年度支出金

(1)事務所費		
1) 事務用品費	(77,498)	100,000
2) 郵便、運送料	(28,129)	30,000
3) ホームページアップ費	(0)	100,000
(2)集会費	(28,850)	30,000
(3)ニュース発行	(191,965)	200,000
(4)裁判費用費		
1) 印紙代	(0)	234,000
2) 裁判費用	(202,931)	250,000
3) 原告渡航宿泊費	(169,500)	200,000
4) 弁護団費用	(221,730)	250,000
(6)支払い手数料	(840)	1,000
(7)雑費	(0)	982
当年度支出合計		1,395,982

1. 当年度収入金

(1) 前年度繰越金 77,868

(2) 会費

1) 会員 339,000

2) サポーター 119,000

3) カンパ 621,810

4) 当事者 0

(3) 雑収入 14,747

当年度収入合計

1,232,425

2. 当年度支出金

(1) 事務用品費

1) 事務用品費 77,498

2) 通信費 28,129

3) 交通費 0

(2) 集会費 28,850

(3) ニュース発行 191,965

(4) 裁判費用費

1) 印紙代 0

2) 裁判費用 202,931

3) 原告渡航宿泊費 169,500

4) 弁護団費用 221,730

(5) 支払い手数料 840

(6) 雑費 0

当年度支出合計

921,443

3. 当年度収支差額

310,982

4. 資産

便口座 196,159

横浜銀行 29,510

小口現金 85,313

計

310,982

会計監査報告

会計監査の結果本報告書に若干の修正を報告いたします。

2007年12月4日

会計監査 有村順子

新居弥生



事務局だより 福岡，韓国から

会員・左近明子(福岡市)「求める会」は大変地味な会で 今まで大きな話題を呼ぶこともありませんでした。しかし、じわじわと大地に水が染み入るように、いつか国の固い扉を開かせるきっかけに必ずなるでしょう。今回の大量の文書公開に接しそう思いました。国は何を隠しているのか？ なぜ隠すのか？ 私は一市民として情報公開の意味を学びながら、この会に関わっています。

原告・崔鳳泰弁護士(韓国)会員のみなさま、お変わりなくお過ごしでしょうか。2007年も終わりの月、12月になりました。この間、日韓修交会談文書公開を通じて行政の透明性を確保し、被害者らの人権侵害に対する真相糾明のための貴会の努力に、心からの感謝と敬意を表します。

去る11月23日、韓国の国会ではついに被害者支援法が制定されました。この法は、被害者たちのねばり強い運動が勝ち取った、韓日修交会談文書公開によって明らかになった韓国政府の責任を、韓国政府が履行するために作られたものです。しかし、この被害者支援法の制定過程において、被害者たちと韓国政府の間には大きな葛藤がありました。

その代表的な例は、法そのものが補償法ではなく支援法に過ぎず、支援対象者から、日帝時代に国外に強制動員されたのちに生還した被害者らを除外、しかもかれらに対する一切の慰労金がないことです。特に、高齢の生存者らは強く反発しています。韓国政府の説明によれば、韓日両国政府が韓日請求権協定を結ぶ際、日本側は生還者に対する責任を、まったく認めなかったとのこと。

日本政府が本当にそうした態度を取ったのか、韓国の生還者らは真実を知りたいと思っております。なぜ日本政府は、韓日請求権協定を結ぶ際、生還被害者に対して全く責任を認めなかったのか、そして、それにもかかわらず生還被害者らは、日本の法廷における裁判で、韓日請求権協定を根拠に敗訴するのか、その真実を知りたいのです。

当会の努力により、日本での裁判が進む中、日本政府は遅きに過ぎはしましたが、少なくとも分量の当時の文書を公開しました。この場をお借りして弁護団および会員のみなさまにお礼を申し上げます。

しかし、いまだに日本で公開された文書では、日本が被害者らに補償をしたのか、したのならその金額はどのぐらいなのかについて依然として不明です。とくに生存者に対して日本に法的責任があるのか、韓国政府に法的責任があるのか、不明なままの法治主義の空白状況が続いています。

日本でいま行われている今回の訴訟を通じて、すべての文書が公開され、真実が明らかになることを願わずにいられません。このような日本の取り組みの結果を鑑みつつ、被害者らは法改正闘争をしていくことと思われます。

日帝被害者らに正義が実現することは、韓日間の脆弱な平和インフラを強化し、もっとも効率的な未来のための投資だと考えます。今一度、会員のみなさまの努力にお礼を申し上げつつ、来年度も多くの成果があることを願ってやみません。(和訳：梁 裕河)

発行

日韓会談文書・全面公開を求める会

共同代表：太田 修 田中 宏 西野瑠美子 山田昭次 吉澤文寿
(事務局) 〒259-1114 神奈川県伊勢原市高森 3-4-22 高梨荘 202

TEL・FAX：0463-95-4662

E-mail：nikkanbunsho@yahoo.co.jp

http://www7b.biglobe.ne.jp/~nikkan/